○不良行為少年の補導について(通達)

(平成20年12月19日岡少第341号警察本部長例規)

改正 平成 23 年 3 月岡務第 176 号 平成 24 年 3 月岡務第 287 号

平成 27 年 2 月 20 日岡少第 32 号 平成 28 年 4 月 20 日岡少第 155 号

平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号 令和 2 年 2 月 28 日岡少第 67 号、岡情第 86 号

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号 令和 4 年 3 月 16 日岡務第 291 号

令和 4 年 5 月 31 日岡少第 193 号 令和 4 年 12 月 2 日岡少第 342 号

令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、不良行為少年の補導活動の在り方について下記のとおり見直しを行い、平成 21年1月1日から施行することとしたので、適正に推進されたい。

なお、不良行為少年の補導について(通達)(平成 12 年 3 月 13 日岡少第 77 号例規)は、 廃止する。

記

第1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年(少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号)第 2 条第 7 号に定める少年をいう。以下同じ。)の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第2 不良行為少年の補導に当たっての基本的心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神及び少年の特性に関する深い理解をもつとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力に配意するものとする。

第3 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意等

警察官、少年育成官その他不良行為少年に係る業務を行う警察職員(以下「警察職員」 という。)は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為 の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他の健全育成上必要な助言を 行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を所持していることを発見したときは、当該物件について、所有者その他権利者に返還させ、保護者(少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持させないよう必要な注意又は助言を行うものとする。

なお、3の(1)及び(4)により、職場関係者(少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)又は学校関係者(少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。)に対する連絡を行う場合は、当該物件を職場関係者又は学校関係者に預けさせることができる。

3 保護者等に対する連絡

- (1) 1の注意又は助言のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められるときは、氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。この場合において、当該少年の就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であると認められるときは、職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。
- (2) 保護者又は職場関係者(以下「保護者等」という。)に対する連絡の要否は、警察署の生活安全課長(生活安全刑事課長を含む。以下同じ。)又は少年警察活動を担当する係長が判断するものとし、その連絡は、少年警察活動を担当する係の警察職員が行うものとする。この場合において、当該少年の住居地又は職場の所在地が他の警察署の管内であるときは、当該警察署と緊密に連携を図るものとする。
- (3) 警察本部の警察職員による補導に係る保護者等に対する連絡の要否は、生活安全 部少年課少年サポートセンター(以下「少年サポートセンター」という。)の係長又 は班長が判断するものとし、その連絡は、(2)に準じて当該補導を行った場所を主た る活動区域とする少年サポートセンター(以下「補導地サポートセンター」とい う。)に所属する職員が行うものとする。
- (4) (1)により保護者に対して連絡を行った場合における学校関係者に対する連絡は、 学校警察連携制度運用要領の制定について(通達)(平成28年4月20日岡少第146 号、岡務第330号、岡生企第328号、岡地第182号、岡刑企第223号、岡交企第20 5号、岡指第240号、岡公第86号例規)に定めるところにより行うものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表に掲げる行為であって、犯罪の構成要件又はぐ犯要件(少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項第3号に規定するぐ犯事由及びぐ犯性をいう。)には該当しないが、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるものとする。

第4 少年補導票の作成、不良行為少年に係る報告等

- 1 警察職員は、不良行為少年(少年相談として処理するものを除く。)を発見した場合に おいて、第3の1に規定する注意又は助言のみでは少年の非行防止その他健全育成上 十分でないと認められるときは、少年補導票(様式)を少年補導業務の管理に関するシ ステムにより作成し、所属長に速やかに報告するものとする。この場合において、生 活安全部少年課(以下「少年課」という。)以外の警察本部の所属長が報告を受けたと きは、当該所属長は、生活安全部少年課長に当該報告の内容を速やかに通知すること とする。
- 2 1の報告の受理については、警察本部にあっては課長補佐以上の職にある警察官又は 少年育成官が、警察署にあっては生活安全課長(生活安全刑事課長を含む。)が、それ ぞれ専決することができるものとする。

第5 少年補導票の取扱い

1 審査

鉄道警察隊及び警察署において少年補導票登録を行ったその内容については、補導を行った月の翌月7日までに、少年補導業務の管理に関するシステムを用いて修正、削除等必要な措置(以下「審査」という。)を行うものとする。

なお、警察本部の警察職員が少年補導票登録を行ったものについては、補導地サポートセンターが当該少年補導票の送付を受けて審査を行うものとする。

2 審査終了後の措置

少年補導票は、審査の終了後、当該少年の住居地を管轄する警察署に送付するもの とする。

3 他の都道府県警察から送付された場合の措置

少年課は、他の都道府県警察から少年補導票を受理したときは、当該少年の住居地 を管轄する警察署に送付するものとする。

第6 少年補導票の保存及び廃棄

1 保存

少年補導票は、保護者等に対して連絡を行ったもの(特別な事情により連絡することができなかったものを含む。)に限り、当該少年補導票に記載された少年の住居地を管轄する警察署において保存するものとする。

なお、少年補導票を保存すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であることが判明したときは、少年課を経由して当該警察本部の少年担当課に送付するものとする。

2 廃棄

少年補導票は、次の場合において廃棄するものとする。

- (1) 第3の3の連絡を行わなかったとき(特別な事情により連絡することができなかったものを除く。)。
- (2) 当該少年補導票に記載された少年が20歳に達したとき。
- (3) その他保存の必要がなくなったとき。

3 その他

少年補導票の保存については、1 及び 2 に定めるほか、岡山県警察少年警察活動要綱の制定について(通達)(平成 19 年 11 月 30 日岡少第 376 号、岡生企第 1042 号、岡刑企第 453 号、岡交企第 403 号、岡公第 101 号例規)第 4 の 5 の(2)に定める少年カードの取扱いに準じて行うものとする。

第7 文書の保存

少年補導票は、警察署において、当該少年が20歳に達するまで保存するものとする。

別表

不良行為の種別及び態様

	化松
種別	態様
1 飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
2 喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬物乱	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこ
用	れらのものを所持する行為
4 粗暴行	4. B. L. D. V. E. C. D. L. E. C. L. T. L. D. C. L. D. L. T. L. D. C. L. T. L. D. L.
為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃物等	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他人の身体に危害を及ぼすおそ
所持	れのあるものを所持する行為
6 金品不	エルム四中がムノ ルース 塩し オナギム人 日の大は 一代と炊き 再とよった当
正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金品持	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
ち出し	休護有寺の金舶を悪断で持り山り1] 為
8 性的い	世的いたぜとた! 2.の仏母的なアウェルドをはて行う
たずら	性的いたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9 暴走行	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼ
為	すおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10 家出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無断 外泊	エルが理由があり、担業を定価に示り込みでき
	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
10 次元	正当な理由がなく、深夜(岡山県青少年健全育成条例(昭和 52 年岡山県条例
12 深夜	第 29 号) 第 2 条第 13 号に規定する深夜をいう。) にはいかいし又はたむろ
はいかい	する行為
13 总学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14 不健	
全性的行	少年の健全育成上支障のある性的行為
為	
15 不良	知果はのとフェスのは小左の時人去より土地のとフェーナ機よった当
交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16 不健	小左の婦人去卍し古陸のキフ畑楽に用いて行う
全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 その	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為
-	

様式

少年補導票

[別紙参照]